

J A S制度と同等の制度を有する国・地域（令和2年1月現在）

有機農産物及び有機農産物加工食品について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国・地域

アメリカ合衆国、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、スイス、ニュージーランド、欧州連合の加盟国、台湾※

※ 台湾との間では、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決めを踏まえ、日台双方の関係当局が日台の制度を同等と認め、相手側の有機認証品を自国・地域の有機認証品として取り扱うこととしたもの。

【参考】欧州連合の加盟国

アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク